公益財団法人　琵琶湖・淀川水質保全機構
令和６年度　第１回　評議員会議事録

１　評議員会の決議があったものとするとみなされた事項の内容
（１）第１号議案のとおり、江原佳男を評議員に選任する。
（２）第２号議案のとおり、橋本正司を評議員に選任する。
（３）第３号議案のとおり、碇　正登を理事に選任する。
（４）第４号議案のとおり、平井克尚を理事に選任する。
（５）第５号議案のとおり、南地哲弥を理事に選任する。
（６）（１）～（５）の議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日は令和６年５月１３日とする。

２　評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長　　三 和　伸 彦

３　評議員会の決議があったものとみなされた日
令和６年５月１３日（月）

４　議事録の作成に係る職務を行った者
理事長　　三 和　伸 彦

５　評議員総数９名の同意書
別添のとおり

令和６年４月３０日、理事長三和伸彦が評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記１（１）～（５）の内容の提案書を発し、当該提案につき令和６年５月１３日までに評議員の全員から書面により同意する旨の意思表示を得たので、評議員会運営規程第９条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったものとみなされたこと及び評議員会への報告があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和６年５月１３日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長　　三　和　伸　彦　　印

第１号議案

評議員の選任に関する件

下記の者を評議員に選任する。

記

１　評議員候補者

（新）江　原　佳　男　（大阪市水道局工務部長）

（旧）田　中　　尚　（前　大阪市水道局工務部長）

２　任　期

定款第 12 条第２項の規定に基づき、今回選任する評議員の任期は、令和６年５月１３日から令和７年６月に開催する定時評議員会の日までとする。

第２号議案

評議員の選任に関する件

下記の者を評議員に選任する。

記

１　評議員候補者

（新）橋　本　正　司　（大阪広域水道企業団副企業長）

（旧）松　本　竜　三　（前　大阪広域水道企業団副企業長）

２　任　期

定款第 12 条第２項の規定に基づき、今回選任する評議員の任期は、令和６年５月１３日から令和７年６月に開催する定時評議員会の日までとする。

第３号議案

理事の選任に関する件

下記の者を理事に選任する。

記

１　理事候補者

（新）碇　　正　登（京都府建設交通部水道政策課課長）

（旧）西　崎　　吏（前　京都府建設交通部公営企画課参事）

２　任　期

定款第 25 条第３項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和６年５月１３日から令和７年６月に開催する定時評議員会の日までとする。

第４号議案

理事の選任に関する件

下記の者を理事に選任する。

記

１　理事候補者

（新）平　井　克　尚　（兵庫県企画部総合政策課水素・エネルギー企画官）

（旧）大　原　成　幸　（前　兵庫県企画部総合政策課水素・エネルギー企画官）

２　任　期

定款第 25 条第３項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和６年５月１３日から令和７年６月に開催する定時評議員会の日までとする。

第５号議案

理事の選任に関する件

下記の者を理事に選任する。

記

１　理事候補者

（新）南　地　哲　弥（奈良県環境森林部水・大気環境課長）

（旧）芳　川　一　宏（前　奈良県水循環・森林・景観環境部水資源政策課長）

２　任　期

定款第 25 条第３項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和６年５月１３日から令和７年６月に開催する定時評議員会の日までとする。